

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第326号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】(2)</p> <p>【根拠条文】 法第27条の 第 項</p> <p>【提出先】 _____ 財務(支)局長</p> <p>【氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】(3) _____</p> <p>【報告義務発生日】(4) _____ 年 月 日</p> <p>【提出日】 _____ 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数(名)】 _____</p> <p>【提出形態】(5) _____</p> <p>【変更報告書提出事由】(6)</p> <p>[第1～第4 略]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[(1)～(11) 略]</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳</p> <p>[ a～d 略]</p> <p>e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の半期報告書若しくは金融商品取引所の規則で定めるところにより、発行者が当該金融商品取引所に通知し、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供された情報又は直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。</p> <p>また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。</p> <p>[(a)・(b) 略]</p> <p>[ f～n 略]</p> <p>[(13)～(22) 略]</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】(2)</p> <p>【根拠条文】 法第27条の 第 項</p> <p>【提出先】 _____ 財務(支)局長</p> <p>【氏名又は名称】(3) _____</p> <p>【住所又は本店所在地】(3) _____</p> <p>【報告義務発生日】(4) _____ 年 月 日</p> <p>【提出日】 _____ 年 月 日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数(名)】 _____</p> <p>【提出形態】(5) _____</p> <p>【変更報告書提出事由】(6)</p> <p>[第1～第4 同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>[(1)～(11) 同左]</p> <p>(12) [同左]</p> <p>[ a～d 同左]</p> <p>e 「発行済株式等総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式等総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書若しくは半期報告書又は直近の商業登記簿等に記載された発行済株式等総数を記載しても差し支えない。</p> <p>また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる発行済株式等総数を記載しても差し支えない。</p> <p>[(a)・(b) 同左]</p> <p>[ f～n 同左]</p> <p>[(13)～(22) 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は出題しない。</p>	